明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農業経営統計調査規則の一部を改正する省令（**農林水産**七二）　一

〔告　示〕

○ドレッシング類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**六）　一
○果実飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**七）　三
○合成レモンの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**八）　六
○食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**九）　七
○ペットフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**同**一〇）　八
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二三一九）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一三五八～一三六〇）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係　七
地方公共団体
農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　八
会社その他
会社決算公告　二一

省令

○農林水産省令第七十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「個別経営体の世帯員である家族」を「農業経営体」に改め、同項第七号中「個別経営体にあっては」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。